

伊丹市立労働福祉会館条例の一部を改正する条例の制定  
について

伊丹市立労働福祉会館条例の一部を改正する条例を別記のとおり  
制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立労働福祉会館に利用料金制度を導入するとともに、駐車場に係る規定整備を行うため。

伊丹市立労働福祉会館条例の一部を改正する条例（令和  
4年伊丹市条例第 号）

伊丹市立労働福祉会館条例（平成12年伊丹市条例第52号）の  
一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条に次の1項を  
加える。

2 前項の規定にかかわらず、会館の駐車場（以下「駐車場」とい  
う。）の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただ  
し、自動車を入庫又は出庫させることができる時間は、市長が別  
に定める。

第9条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「別表に定め  
る使用料を市」を「施設及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用  
料金」という。）として、別表に掲げる額を超えない範囲内におい  
て、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額を、指定管  
理者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものと  
する。

第10条及び第11条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減  
免することができる。

（利用料金の還付）

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、  
規則で定める基準により、その全部又は一部を還付することがで  
きる。

第18条第2号中「、第8条」を「から第11条まで」に改める。

第19条に次の2項を加える。

2 前項の規定により市長が会館の管理を行うときは、第9条の規  
定にかかわらず、使用者は、別表に掲げる額を超えない範囲内  
において市長が定める額を使用料として市に納付しなければならな

い。

3 第10条及び第11条の規定は、前項の場合について準用する。

別表備考1中「使用料（駐車場の使用料を除く。）の額は、この表に定める使用料の額（以下「基本使用料」という。）」を「利用料金（駐車場の利用料金を除く。）の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金の額」に改め、同表備考2中「使用料（駐車場の使用料を除く。）の額は、基本使用料」を「利用料金（駐車場の利用料金を除く。）の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金」に改め、同表備考3中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考4中「使用料」を「利用料金の限度額」に改め、同表備考6中「使用料」を「利用料金の算定方法」に改め、同表備考7中「使用料の上限額は、500円」を「利用料金の上限額は、500円を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市立労働福祉会館条例第9条から第11条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設の使用の許可を受けた者並びに施行日前から施行日以後にわたり駐車場を使用する者及び施行日以後に駐車場を使用する者について適用し、施行日前に施設の使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。